2020年度
第3回業務委員会
資料№1-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第13回）審議概要

１．日 時 ２０２０年7月10日（金） １２：３０～１３：５６

２．場 所 経済産業省本館１７階 国際会議室

３．出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員(Web)、男澤委員、柏木委員、橘川委員、
草薙委員(Web)、武田委員(Web)、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事
戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画ユニット ジェネラルマネージャー
中島 俊朗 石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部、コーポレートコミュニケーション室担当
冨士元 宏明 ＥＮＥＯＳ株式会社 リソシーズ＆パワーカンパニー ガス事業部長

＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、 他

４．議事次第

1．開会
2．説明・自由討議
⑴ 熱量バンド制に関する検討
⑵ 一括受ガスに関する報告
⑶ スタートアップ卸に関する報告 他
3．閉会

５．議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題１ ＜熱量バンド制に関する検討について＞

事務局より

- 中間整理を行った。令和元年度は、熱量バンド制が担保すべき要素、選択肢の各項目の精緻化、定量化に向けて調査・検討を行い、諸外国の実態調査からは、熱量バンド制を導入している欧州と日本とでは、状況が異なること、燃焼機器への影響調査においては、バンド幅が大きくなればなるほど、効果に比べてコストがより大きく超過することなどが分かった。
- コストについては、バンド幅が比較的小さい場合には機器対策コストが限定されること、課金方法などの制度設計によってはコストの低減化が考えられる等想定されるころから、これらを踏まえ、令和２年度においては「標準熱量の引下げ」、「44から46MJ/㎥」及び「43から45MJ/㎥」の小さなバンド幅の３つの選択肢について優先的に取り上げ、具体的な制度

設計の検討を進めながら、引き続き 検討を行うこととする。

- 今年度の検討事項について
 ① 課金方法の検討や対策コストの費用負担者、あるいは託送制度が熱量ベ ースになったときにどういう問題点、論点があるか。
 ② 事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入を良しとするかどうか。
 ③ 実施までのスケジュール。
- 追加調査について
 ① 燃焼機器への影響調査は、昨年度はバンド幅が大きいところを優先的に調査し、 標準熱量制の引下げや、44から46MJのバンド幅については調査をしていないので、この調査を行い、コストの試算をする。
 ② 機器対策コスト・オンサイト熱調設備設置コストについては、機器更新費などで見ることによって低減化が図れるか精査していく。
 ③ 料金システム、設備等も、初期コストの精査、維持管理のコスト試算を行う。
 ④ イギリスや韓国の熱量計、流量計の設置コスト、移行スケジュール等の追加調査。
- 熱量調整に関して新規参入者の参入障壁を低減する方策について、効果と社会的なコストを評価しながら検討を行うこととする。

委員から

- 熱量バンド制導入に当たっては、熱量をベースとした課金方法などの検討が必要となる一方で、従来の体積をベースとした運用を併用することもあると考える。それぞれの運用に即した制度設計を行うことで移行コストを抑制できる場合もあるので、変わるもの、変わらないものを明確にした上で、議論をお願いしたい。
- 熱量バンド制を採用しないと結論を出し、なおかつ、いろいろ理由をつけてやらないことになると、もともとの熱量バンド制の議論が本当に真摯に消費者のことを考えていたのか、単に参入障壁を高くしたいと思ってやっていたのか、などと疑われかねないので、この点についてはぜひ前向きに、既存事業者の方も考えていただければと思う。
- 標準熱量を44MJに下げるとなると、減熱する必要がある事業者もある。国全体として一応標準熱量を下げる方法を取るとかじを切った場合に、そのような事業者がどういう動きを取ろうとするのか、意向を調査していただきたい。また、新規参入者の意向も調査していただければと願っている。基本的には、シェールガスの輸入量が増大するというようなことで、標準熱量を下げていくということが合理的であると考えられる。しかし、全国内でそのような動きを取るべきなのかどうかということをしっかりと精査する必要があると考える。

議題２　＜一括受ガスに関する報告について＞

事務局より

- 一括受ガス状態にある案件が約400件あり、2019年度中にこれを是正することをワーキングとしての目標とし、取り組んできた。2019年４月は696件となっていた是正すべき案件が、いろんな働きかけ、要請等により、2020年３月末には147件となった。
- 全ての案件を解消することはできなかったため案件の分析を行ったところ、大きく２つの理由があった。１つは旧供給規程の下で合法的に建築された案件が104件で、ガス料金の上昇、工事費負担を理由に是正交渉が進展していない案件が43件あったことが判明した。

 1988年頃に多くのガス事業者において供給規程の改正が行われ、改正前の供給規程上では、集合住宅等において必ずしも現行の１事業場所１契約の規程を遵守することは求められてい

なかった。合法的に一括受ガス状態として建築された案件については 現行の規程を遡及的に適用するかどうかというのはいかがなものか。

- 遡及適用が慎重に行われていることや、ガス事業法においても、この改正が行われた規程を既存の案件にも適用すると、既存の合法的だった案件が供給規程違反状態になるという不合理な結果が生じる場合がある。こういった不合理を解消するために、この88年頃に行われた改正後の供給規程適用時点で既に存在していた、あるいは工事中だった一括受ガス状態の案件については、原則として増改築等を実施する際に一括受ガス状態を是正させることとしてはどうか。
- 1988年頃以降の改正供給規程適用後に新たに一括受ガス状態になった案件についてまで、この是正の対象外とすることには合理的な理由がないので、引き続き早急に是正対応を求めていくということとしてはどうか。
- ガス小売事業者においては、この案件が既存不適格案件に該当するかどうかは、小売事業者からは分からないという場合もあり、例えばガス小売事業者から一般ガス導管事業者に問合せがあった場合には、その既存不適格案件の該非につきまして回答するといったことから、連携してこの是正に取り組んでいただくという、こういった工夫も行いながら是正を求めていくこととしてはどうか。

日本ガス協会から

- 是正が未完了の物件に対しては、今後も是正見込みの確保、是正完了に向けて引き続き取り組んでいく。ガス業界として未了物件、既存不適格物件にいて、できるだけ早期に是正ができるように努力を継続していく。

委員から

- 最初から合法的だったものについては、大規模な改修まで免除するというのも合理的だと考える。任意のアンケートから報告徴取になったら1.5倍に件数が増加したという事実を見せられると、事業者の自主的な取組に関する信憑性を著しく損ねる。事業者は反省すべきで、多くの会社がアンケートの段階で過小報告していたなら業界全体として反省すべき。言い訳しないで真摯に考えていただきたい。
- 一括受ガスの是正のことについては、短時間、短期間に多くの成果が上がってきている。一方、一部是正をされないまま残ってしまったことは、かなり苦戦していることと理解した。このまま一括受ガスが一部において是正されないと、真面目に一括受ガスの解消のために協力された需要家たる顧客が損をした感覚を持たれるかもしれず、その状態が長く続くのは好ましくない。新型コロナ禍で、苦しいこともあろうとは思うが、基本的には今後も手を緩めずに、可能な限り一気に一括受ガスの解消に向かっていただきたい。
- 当初の対策として需要者側へ要請すると書かれているが、これは資源エネルギー庁として直接に行うものなのか。もしくは事業者を通して行うものなのか。この点について確認をしたい。もし直接に需要者側に要請するものではなかったいうことであるならば、残る43件については需要者側に直接に働きかけることも有効であると思うので、検討していただきたい。
- 是正見込みの確保として記載のあるものは、実施する期日というのが既に決まっているのか。見込みがあるというものは完了見込みが、もし分かっているのであれば、どのぐらいまでに完了できるのかを教えていただきたい。
- 既存不適格というものについては是正を次回の増改築のときに求めることは、件数から外れて、今後の要請の対象から除かれるということだと思う。次回の増改築のときにやっても

らわなければいけないということは重要だと思うので、ここから外れたから何も見ていかないということではなく、今後要請文書をもう一度出し周知徹底が重要ではないか。

事務局より

- エネ庁としては、ガスを使用される皆様宛ての文書を作ってるが、直接働きかけるのはガス小売、あるいは導管事業者となる。43件について直接してはどうかという話だが、必要があれば検討していきたい。そして、是正見込みの期日があるかどうかだが、できるだけ期日を求めてはいるものの、なかなか期日の折り合いがつかないという話もある。期日までは決まっていないが、必ずやるというものも是正見込み確保の数には入っている。

議題３　<スタートアップ卸に関する報告について>

事務局より

- 各社において昨年７月中に、スタートアップ卸専用の受付窓口を設置済み。さらには、今年の３月末の時点で利用を検討する事業者から問合せがあれば、遅滞なく卸供給実施に向けた契約交渉等を実施できる体制であり、その状況について報告をしたい。

 スタートアップ卸に関する問合せ状況について、個別契約の途上であるというところから、問合せ件数は６月19日時点で58件あった。業種別に見ていくと、ＬＰガス事業者が40件と３分の２で、ＬＰガス業界からかなり関心を持って問合せを受けているという状況がある。通信業、あるいは電気業・ガス業からそれぞれ４件、10件という問合せがある。

 その契約のプロセスではどういう段階にあるかというと、契約締結済みが３件、契約交渉中が37件、契約交渉終了が18件。契約が締結済みの３件は、ガス事業者が、電気業・ガス業から問合せ、交渉があり契約を結んだということ。残り２つのガス事業者は、ＬＰガス事業者と契約を結んだ。まだ交渉中は37件あり、丁寧にその契約状況とか、あるいはその他の対象区域の競争状況、市場規模等のフォローアップをしっかり継続していきたい。

オブザーバーから

- スタートアップ卸の進捗確認について、利用状況では、問合せが58件ある中、締結済みが３件で交渉終了が18件と締結済みに対して交渉終了が６倍という結果になっている。新規参入者にとって事業採算性の低い提案が多いのではないかと考えている。

 当社も幾つかのガス事業者とスタートアップ卸の交渉を実施したが、提示された価格が、当社が希望する価格よりも大幅に高く、合意に至っていないのが実情だ。卸し価格の低減を図るため、相対での交渉をお願いしているが、制度で認められた考え方に基づき算定しているため、それを下回るには相応の理由が必要であるということで、協議が難航している。

 今回は卸事業者へのアンケート結果を取りまとめていただいているが、より利用しやすい制度とするために、交渉終了や交渉中を含め、スタートアップ卸を利用する事業者へのヒアリングも行っていただき、しっかり使える仕組みとなるよう議論をしていただきたい。

委員から

- 交渉終了というところで18件あるとのことだが、これの理由は何か。

事務局から

- 18件の中身は、契約交渉まで行って難しかったという、オブザーバーから紹介されたものもあったと聞いている。「審議会でこういう議論があったようだがどうなんですか。」、「ど

ういう交渉のプロセスになるのか。」という問合せがあって、その後に連絡がなくなったもの、具体的な交渉に入る前に終わったというものも含め、全部拾っているところだ。

オブザーバーの意見のとおりのところもあると思う、せっかく始めたこの事業なので、どうしてこれが使われていないのか等、しっかり要因を分析して改善につなげていきたい。

委員から

- 新規参入という目的にかなった制度かというところは、きちんと検証する必要がある。どのような理由で契約に至らなかったのか、精査検証することが大事だ。一定期間、１年なのか、半年なのか、エネ庁として、情報提供を呼びかけるとか、第１グループ、第２グループの事業者のほうから、契約に至らなかった事業者に対してエネ庁からの情報提供の要望があることを伝えて、同意を得られた事業者にアンケートとかヒアリングをするとか、検証する仕組みも今後検討していただきたい。
- 公的な制度がある以上、これより低い価格を出すにはそれなりの理由が必要だと事業者が言うはずがない。もしそのようなことを言ったのであれば、制度の趣旨に反するということだと思われる。もちろん、それよりも低い価格で売らなければいけないという義務があることではないので、あくまで交渉ということである。しかし、これが結果として、ほかの相対交渉がむしろ進まなくなると、何のためこの制度を進めているのか分からなくなる。もし本当にそのようなことが起これば、もう一度公開の席で、何が起こったのかをきちんと検証する必要があり、もし万が一思い違いをしているガス事業者がいるとすれば、事業者は制度の趣旨をもう一回よく考え直していただきたい。
- この制度の背景には、全面自由化したにもかかわらず、小口のスイッチングでいまだに北海道、東北、中国、四国、北陸とスイッチングが行われていない実態があることが問題だったはず。それに対し、一つの手だてとしてやろうとしたわけで、今後、この制度そのものが、全面自由化したにもかかわらず、かなりの地域でスイッチングがゼロというのは異常だと思うので、市場整備室としては今後再検証していくことも必要ではないのか。

事務局から

- 相対交渉ができる事業者以外の事業者向けに、スタートアップ卸をということであった。どのような実態があるのかは、把握をして改善につなげていかなければならない。かなりの地域でスイッチングがゼロというのは、これを改善していくのが第一と考えている。各地域で問合せがあったのは事実であり、これが昨年の議論で、上限量とか決めたが、そこに張りついているのかどうかとか、実態を踏まえて制度を変えていくこともあり得るので、ガス市場整備室としては、まずこれを突破口に進めていきたいと思っている。

委員から

- 新規参入者にとって、ほかからガスを卸してもらうすべがないときに、急に卸売料金が上がることはとんでもないことである。制度の趣旨は、スタートアップの後、新規参入者が健全に育ってほしいということがあるので、卸価格の交渉では新規参入者を支える観点からも、対応を旧一般ガスの側にお願いしたい。それが、まさに適正取引ガイドラインの趣旨にも合うと思う。さらには、保安についてとか、様々なことで事務的にも技術的にも新規参入者に寄り添う形で対応していただきたい。残念ながら契約に至らなかった例が多かったとのことですが、もう少し事例が重なってきましたら、事務局で、契約に至らなかった理由というのを精査して、制度的にもっとよいものができるかどうか詰めていただきたい。

議題４　＜供給高度化法に基づく事業者の責務について＞

事務局より

- 非化石エネルギー源の利用と、化石エネルギー源の有効利用、これがガス事業者にも課されている法体系になっており、その基本方針及び判断基準で、一定規模以上の事業者、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象となり、非化石エネルギーであるバイオガスの80%以上の利用と、液化天然ガスの貯蔵に当たって発生するボイルオフガスの活用が、おおむね100%が目標となっている。バイオガスについては、平成30年に目標が設定されていたが、次の目標が決まっていないので、どのように設定するかが論点となる。

 目標達成状況にいては、大阪ガス、東邦ガスについては目標を達成している。東京ガスについては、供給区域内においてバイオガスを用いた発電を営む競合他社が新設されたこと、および東京ガスにバイオガスの受渡しを行う施設において、ガスの成分分析に用いるヘリウムが調達価格の上昇や調達可能量の減少によって調達困難になったことから、東京ガスが利用を想定していたバイオガスが減少した。そういった事情を考慮し、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上という目標は達成している。

 ボイルオフガスについては、2020年における通常運転時に発生するボイルオフガスの利用率をおおむね100%とすることが目標とされており、ガス事業者の予見可能性を確保する観点から、2021年以降の目標も早期に定められるほうが望ましいので、今回諮るものだ。

 東京ガス、大阪ガス、東邦ガスは、いずれも2020年におけるボイルオフガス利用率目標のおおむね100%を達成する予定。こういった状況を踏まえて、事業者においてバイオガスの発生源、発生量の調査及び利用可能性の検証が継続されており、この取組状況を中期的にフォローアップするのが望ましいと考えられることから、改正後の目標年については2024年としてはどうか。

 目標値については、引き続き事業者のバイオガス利用率を高水準で維持する観点から、供給区域内等で発生したバイオガスの80%以上利用というのを維持することとしてはどうか。

 ボイルオフガスについては、長期的に改正後の目標年については2029年としてはどうか。目標についてはおおむね100%を維持するということとしてはどうかと考えている。

委員から

- エネルギー供給構造高度化法により、バイオマスの使い方というのは技術的に非常に高度なものがあると伺っている。このため既存の設備を十分に生かして、可能であれば、増設することについて制度的には措置が可能か、事務局においても検討をお願いしたい。

 ＢＯＧの利用に関しては、今もほとんど100%の利用を維持されているという観点から、今後当然維持していただきたい。

- 高度化法で全然前進していないのと、東京ガス以外のところは完全に超過達成しているのに、目標値を引き上げないのは、いかにも外聞が悪い。実質からすると、都市ガスとして入れなかったものでも発電のために使っているなら、立派に使われているわけで、貴重な再エネ資源が無駄にされているということでは決してないし、目標値を引き上げれば無駄になるのが減るというような類いのものでもないということからすると、高度化法のこの都市ガスの扱い自体が本当に合理的なのかと疑問に思う。何も導管に入れるということに固執しなくても、貴重な資源を確実に使っていく。これが捨てられることがあったら有効利用していくという方向とは少しずれがある。次の改定する機会のときにもう少し合理的なものはないか

と考えることのほうが優先で、それまでの間は現行の規制のままでいくということだと思う。

- この法律は、電力業界と石油業界にとっては非常に重たい負荷がかかった法律で、石油業界のほうは３回にわたって告示を出して、これで常圧蒸留装置の廃棄を大分進めた。一方、電力のほうは、最初は2020年50%だったと思うが、今だと2030年44%の非化石電源、事実上の義務化の根拠になった。業界に与えている負荷が電力、石油に比べてガスは、言い方は悪いが、ほとんど負荷がかかっていない法律だということだけは、聞いている方のために説明しておいたほうがよい。

座長から

- 特に事務局の提案については、大きな反対がなかったと判断し、エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断基準及び化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の改正の方向については一定の御理解をいただけたと思う。この議論を踏まえて改正作業を進めていくが、必要に応じて、ワーキンググループにおいても実施状況とフォローアップを行っていくということにさせていただく。この議題については、一つの結論をいただいたということになる。

＜報告事項＞

事務局より

- ガス事業法施行令等の一部を改正する政令案で、導管部門の法的分離が再来年の４月に近づいてきた。その対象となるガス事業者は、この要件を政令で定めることとなっており、ガスシステム改革小委員会の議論を踏まえて政令案をつくっており、この案をパブリックコメントにかけている。中身については、まさにガスシステム改革小委員会の報告書どおりの考えだが、２つの要件を満たす導管事業者を法的分離の対象事業者とする。一つは導管の総延長が26,000ｋｍ以上であること。もう一つは導管に２つ以上のＬＮＧ基地が接続していることとなっている。１番目のほうは、もともとガスシステム改革小委員会の報告書では、導管総延長数が全国シェアでおおむね１割以上であることとなっていが、相対的な数字ではなく、事業者の予見可能性確保の観点からシェアの１割に相当する導管延長数を具体的に規定する。参考までに数字を載せているが、国に提出する2018年度の供給計画実績値で総延長数が26.4万ｋｍで、その１割として26,000ｋｍとした。適用された場合、対象となる事業者は東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの３社となる。そのほか、分割する際の登録免許税の非課税措置、こちらも規定しているという政令案になっている。

- 次回の日程や議題については、改めて個別に御連絡をする。

以上

経済産業省

2020年度
第3回業務委員会
資料№1-2

熱量バンド制に関する検討

２０２０年７月１０日

資源エネルギー庁

第１２回ガスWGでの議論概要（熱量バンド制関連）１／２

- 第１２回ガスWGでは委員等から、熱量バンド制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第12回ガスWGの議論： 熱量バンド制関連

- 熱量バンド制の導入は、バイオガス・水素等の将来的なガス導管への注入による地球温暖化対応といった効果を踏まえて、2050年のガス体エネルギーのあるべき姿とつなげることができるのであれば、ぜひ検討すべきこと。
- 製造設備・システムにかかる対応コストについては、新規参入者のコストがどのくらいかかるのかという点がかなり重要な課題。詳細な検討を来年度するにあたってはしっかりと計算していただきたい。
- 需要家への周知コストについては、旧一ガスはガス小売全面自由化に際して最終需要家に詳細な周知を行ったが、その際の経験も踏まえて、来年度は定量的に記載する詳細検討をお願いしたい。
- 機器更新費については、標準熱量引き下げや熱量バンド制44～46MJ/㎥のケースでも何らかのコストが必要になるはずである。また、熱量バンド制43～45MJ/㎥、42～46MJ/㎥、40～46MJ/㎥は追加対策コストではなくイニシャルコストも含めて機器更新費が計上されていると認識している。そういった観点から誤解を生んでしまわないよう、今後検討していくにあたって、コストのより具体的な精査が必要。
- 今後、具体的な制度設計の検討を進めていくことで、コストダウンが可能となるものもある。例えば、体積課金から熱量課金とした場合のシステム対応コストについて、全ての小売事業者がシステム改修するよりも導管事業者が熱量から立米へ換算するシステム改修を行うことの方が、全体コストを抑えられると考えられる。また、機器対策コストやオンサイト熱量設備の設置コストは、既設機器の買換えサイクルに合わせて熱量バンド制へ移行することで、一定程度抑えられると考えられる。例えば制度移行後10年ごとを仮定した場合の試算を含めて検討していただきたい。【オブザーバー】
- 小さなバンド幅の検討を優先して行う際には、将来の大きなバンド幅への移行も視野に入れた上で具体的な制度設計の検討をお願いしたい。【オブザーバー】
- 標準熱量引下げやバンド幅44～46MJ/㎥のケースでは機器対策費用の定量的な評価が行われていないが、機器対策費用を的確に把握した上で検討いただくために全てのケースで試算いただきたい。【オブザーバー】
- バンド制移行後に、移行したことで設置が必要となった料金システム・オンサイト熱調設備などの維持管理コストも考慮していただきたい。【オブザーバー】

第１２回ガスWGでの議論概要（熱量バンド制関連）２／２

- 第１２回ガスWGでは委員等から、熱量バンド制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第12回ガスWGの議論： 熱量バンド制関連

- 熱量計・流量計の単価について、韓国・イギリスの導入コストについて調べていただきたい。
- 日本中のLNG基地がガスパイプラインでつながることによるレジリエンスや効率性が高まるといった効果は、膨大なコストと年月がかかった後の話ということになるわけで、本当にそれが望ましいのかどうかということも含めて、ガス体産業が将来どうなるのかという絵姿が明らかでないと試算も難しいし、合理的な絵を描くことも難しい。
- 熱量バンド制を導入することは難しいという結果になった場合に、元々の新規参入者からの要望を考慮すれば、熱調を行うための設備を新規参入者が備えること自体が参入障壁となっているかもしれず、最も極端なケースだと、十分な知見や設備を有するネットワーク事業者に熱量調整を義務づければ新規参入者の参入障壁は大きく下がり、要望の一部には答えることになるのではないか。
- 熱量調整が必要な需要家のために高品質なガスにしていることだとすると、家庭用は託送料金を負担しすぎじゃないかという疑問が当然出てくるが、それについて消費者からの要望があったときには真摯に考えていただきたい。
- ある一定の熱量というのは、どの程度が最も適切なのか、コストが最も少なくできるのか。どのバンド幅を見込めばユーザーに対しても問題がないか。このあたりの考え方を明確に、総合的に考えていくことが重要ではないか。
- 2050年にガス業界がどうなっているかということも含めて、国としてはどのよう持っていくのか。その方向性と熱量バンド制は合わせて考えていかなければならない。今後のエネルギーの方向をもう少し具体的に見据えた上でということも必要。
- ガスの成分と熱量は分離して考え得るような技術があるかもしれない。技術的な可能性を閉じてしまわない議論が必要。
- バンド幅が小さい場合にはコストの低減化が図られるが、一方で、熱調設備が必要となり、またバンド制導入による導管の相互接続による供給安定性・競争活性化といった効果も薄まってしまうリスクもあるため、このあたりの総合的な評価を今後深めていただきたい。
- 需要家のメリットの金額に対して新規参入者はどのように考えているのか。
- ルールを変更する際は、全ての関係者がその便益を享受するのが原則であり、今後はコストを誰が負担するのかという視点、特に属人的な側面からまとめていただきたい。

熱量バンド制の検討に関する中間整理

- 熱量バンド制に移行するかどうかは、現行の標準熱量制に比べて、想定される効果が担保されるべき要素に必要なコストを上回るかにより判断されることから、より正確に分析を行うため、令和元年度は、熱量バンド制が担保すべき要素や選択肢の各項目の精緻化、定量化に向けて調査・検討を行った。具体的には、ガスの供給者（既存事業者・新規参入者）及び需要家からヒアリングを行うとともに、諸外国の実態調査や燃焼機器への影響調査と熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の調査を実施し、検討を行った。
- その結果、諸外国の実態調査からは、日本と熱量バンド制を導入している欧州とでは天然ガスの調達方法や導管網の整備状況等が異なること、欧州でも一部の需要家に熱量安定化のための対策が必要になっていることがわかった。また、燃焼機器への影響調査と熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の調査では、現在の標準熱量制を基準として、標準熱量引き下げや、熱量バンド制の４つのバンド幅の選択肢を比較すると、バンド幅が大きくなればなるほど、効果に比べてコストがより大きく超過することがわかった。
- しかしながら、コストについては、例えばバンド幅が比較的小さい場合には、機器対策コストが限定されると想定され、また、課金方法等の制度設計によっては、コストの低減化も考えられ、定性的な評価も含めて総合的な判断の可能性がある。加えて、小さなバンド幅であったとしても、仮に導入することとなれば、制度やシステム等の対応が行われることになるため、必要に応じて将来に大きなバンド幅への移行を選択肢として検討を行う際に、ハードルを下げることに資すると想定される。
- これらを踏まえ、令和２年度においては、現行の標準熱量制と比較しつつ、標準熱量の引き下げ（44MJ/㎥等）及び小さいバンド幅（44~46MJ/㎥、43～45MJ/㎥）の３つの選択肢について優先的に取り上げ、具体的な制度設計の検討を進めながら、引き続き検討を行うこととする。

令和２年度の検討事項・追加調査について

- 令和２年度は、標準熱量の引き下げ（44MJ/㎥等）及び小さいバンド幅（44~46MJ/㎥、43～45MJ/㎥）の３つの選択肢について、バンド制等を導入することとなった場合を想定して以下の具体的な制度設計の検討を進めることとする。
 - ① 課金方法の検討：体積課金から熱量課金へ変更することが考えられるが、課金の公平性とコストのバランスを考慮しつつ、熱量計・流量計をどのような考えで、どういう場所に設置するか、そのときの総コストはどのようになるか。その場合、課金の公平性はどの程度まで担保すべきか。
 - ② 対策コストの費用負担者の検討：需要家で対策が必要な場合、需要家が自ら負担することとするか。
 - ③ 同時同量や振替供給等の託送制度見直しの検討：熱量ベースになると考えられるが、問題点はないか。
 - ④ 事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入の検討：全国統一とするか、事業者ごとの選択とするか。
 - ⑤ 実施までのスケジュール等の検討：需要家の機器対応や周知等を踏まえれば何年の準備期間が必要か。
- また、継続検討にあたり、これまでの御議論も踏まえ、以下の追加調査を行うこととしてはどうか。これ以外にも調べるべき項目はあるか。
 - ① 燃焼機器への影響調査：他のバンド幅に比べて影響が小さいと考えられたことから、今年度の機器調査で評価未実施とした標準熱量制引き下げ（44MJ/㎥等）とバンド幅44～46MJ/㎥について、機器への影響とその対策コスト（初期コスト及び維持管理コスト）・対応に要する期間の試算を実施することとする。
 - ② 機器対策コスト・オンサイト熱調設備設置コストの精査：機器開発期間等を踏まえた上で、耐用年数に合わせた機器更新を行う場合の機器更新費やオンサイト熱調設備導入費の低減効果を考慮した対策コスト（初期コスト及び維持管理コスト）の精査をする。
 - ③ 料金システム、製造設備、導管設備の新設・改修コストの精査：熱量バンド制移行にあたって改修が必要となる範囲を精査した上で、初期コストの精査を行うとともに、維持管理コストも考慮したコスト試算を行う。
 - ④ 諸外国の追加調査：英国・韓国の熱量計・流量計の設置コスト、移行スケジュール等
- あわせて、委員からの意見も踏まえ、熱量調整に関して新規参入者の参入障壁を低減する方策について、効果と社会的なコストを評価しながら検討を行うこととする。

経済産業省

2020年度
第3回業務委員会
資料№1-3

一括受ガスに関する報告

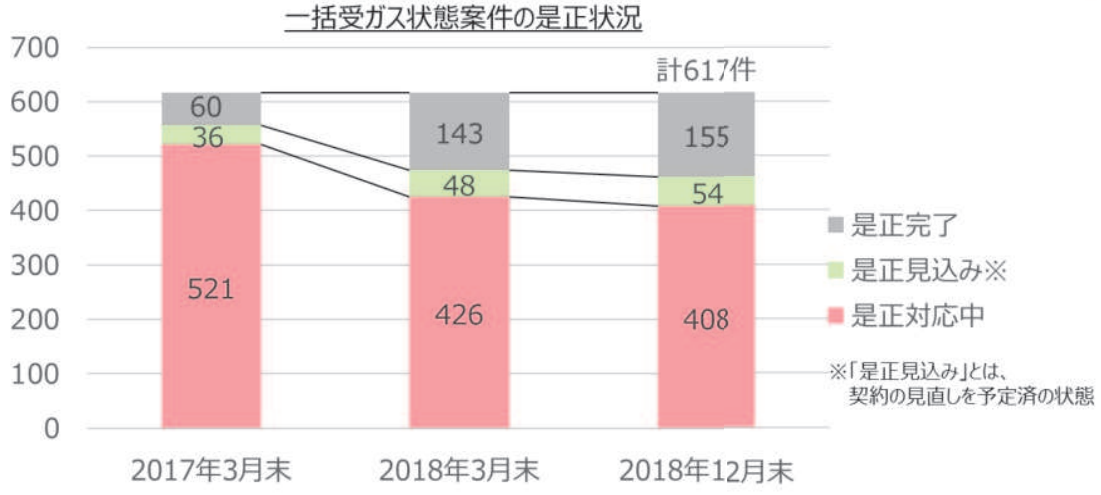
２０２０年７月１０日

資源エネルギー庁

（参考）第５回ガス事業制度検討WG（2019年１月29日）資料４　事務局資料より抜粋

一括受ガス状態にある案件の早急な是正等　1/2

- 一括受ガス状態の案件については、2016年11月に経済産業省から事務連絡を発出し、**旧一般ガス事業者に対し、供給契約の是正を要請してきた。**旧一般ガス事業者が是正に取り組んではいるものの、**2018年12月末時点で、約400件の是正対応が必要な状況**となっている。
- 一括受ガスを容認しない整理をとる場合、**既存一括受ガス状態案件の早急な是正は、需要家保護の担保やスイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要**である。



21

（参考）第５回ガス事業制度検討WG（2019年１月29日）資料４　事務局資料より抜粋

一括受ガス状態にある案件の早急な是正等　2/2

- 一括受ガス状態の是正には、**①ガスメーターの設置といった設備構成の是正、②託送供給契約上の需要場所の是正、③小売供給契約上の需要場所及び需要家側の契約者の是正**が必要である。
- **一括受ガス状態の是正を加速するため、各関係者へ、下記の是正を要請することとしてはどうか。**
 - 不適切な託送供給契約の当事者であり、ガスメーターの設置等の内管工事を実施する主体でもある**一般ガス導管事業者に対しては①及び②の是正**
 - 不適切な託送供給契約と小売供給契約の実質的な当事者である**ガス小売事業者に対しては②及び③の是正**
 - 不適切な小売供給契約の当事者である**需要家側の契約者に対しては③の是正**
- この際、各関係者には、**一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2020年度中に完了するよう要請することとしてはどうか。**
- なお、是正作業に当たっては、物件の設備更新のタイミング等から是正完了までに一定の時間を要する場合があることも踏まえ、**スイッチングの際に、ガス小売事業者が一般ガス導管事業者経由で是正状況を引き継ぐこととしてはどうか。**
- また、一般ガス導管事業者が、スイッチング後のガス小売事業者にのみ一括受ガス状態の早急な是正を要請するような事態は不適切であり、**スイッチングの有無に関わらず早急な是正に努めることが妥当である旨を、一般ガス導管事業者へ伝えることとしてはどうか。**

22

2

（参考）第６回ガス事業制度検討WG（2019年２月28日）資料４　事務局資料より抜粋

既存一括受ガス状態の是正

- 第5回ガスWGでは委員等から、 既存一括受ガス状態の是正に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 御意見も踏まえ、一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう要請することとしたい。
- また、是正要請に当たっては、需要家及び事業者がその必要性を強く認識するよう、要請方法を検討してまいりたい。

第5回ガスWGの議論：既存一括受ガス状態の是正

- 是正見込み状態が、需要家が違法な状態にある契約を見直す必要性を認識し、納得した状態であるとすれば、是正対応中のものが400件程度に留まり、現在はまだ2018年度中であることから、是正見込みの確保期限を2019年度中とすべきではないか。
- 一括受ガス状態にある案件の是正は、これまでの議論の経過からも、きちんと進めなければ筋が通らない。是正に当たって、ガス事業者からの説明だけでは需要家に納得してもらえないのであれば、例えば商業施設では場所を貸している側の事業者に、行政から是正の必要性を説明することも必要ではないか。
- 各事業者は不適切な契約の是正に鋭意取り組んでいるが、設備改修が必要な場合には是正に時間を要する点は理解いただきたい。【オブザーバー】
- 不適切な契約の是正の必要性については十分認識しているところであり、今後もガス小売事業者と導管事業者が連携・協力し、なんとか顧客にも理解いただき、着実に是正を進めていけるように促したい。【オブザーバー】
- 一般ガス導管事業者がスイッチング後のガス小売事業者にのみ早急な是正を要請するような自体が生じないよう、周知徹底に努めたい。【オブザーバー】
- 経済産業省による是正要請から既に2年以上が経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている状況もある。この上、さらに2年をかけて是正の見込みまで持っていくということが目標では、全件是正までは相当な年数を要すると考えられる。顧客の物理的な工事を伴わなくても、是正をすることが可能と思われる案件もある。顧客側にも経済産業省から是正を要請すると提案されたことは意義がある。経済産業省が是正できない理由を確実に把握し、可能なものから速やかに是正されるよう、継続的に監視・指導することで、一刻も早い全件是正を目指してほしい。【オブザーバー】

2

3

（参考）平成31年３月29日に資源エネルギー庁ガス市場整備室から発出した事務連絡（抜粋）

事　務　連　絡

平成３１年３月２９日

ガス小売事業者　各位

経済産業省資源エネルギー庁電力･ガス事業部
ガス市場整備室

不適切な小売供給契約の是正等について

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課は、平成１５年２月２６日付け事務連絡において、１需要場所・１契約の原則における１需要場所の概念について、店舗等において１構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所とする等の（参考の）整理を示しました。しかし、この整理に従って契約の変更が行われていない事例が散見されたことから、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室は、平成２８年１１月１１日付け事務連絡において、旧一般ガス事業者へ契約内容の是正を要請しました。各事業者からの報告により、平成３１年１月末時点においても、当該１需要場所の整理に従って契約の変更が行われていない事例が一部存在することが分かっています。

当該１需要場所の整理は、ガスの最終的な使用者間の託送料金負担の公平性並びにガスの最終的な使用者に対するガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１４条から第１６条までの規定に基づく需要家保護及び小売供給契約の選択肢の確保等の理由から、引き続き維持されています。

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループの議論でも、当該１需要場所の整理に従わない契約の「是正、又は是正見込みの確保を、２０１９年度中に完了する」必要性が認められています。

当該１需要場所の整理を踏まえた契約の是正に当たっては、小売供給契約の当事者たるガス小売事業者及び当該小売供給契約と関連する託送供給契約の当事者たる託送供給依頼者の協力が不可欠です。

ついては、上記を踏まえ、平成１５年２月２６日付け事務連絡の需要場所の整理に基づき、ガス小売事業の登録を受けた供給区域内において必要な小売供給契約及び託送供給契約の是正又は是正見込みの確保を２０１９年度中に完了するよう求めます。

ガス小売事業者が託送供給依頼者でない場合において、当該ガス小売事業者が小売供給を行う需要に係る託送供給契約についても、託送供給依頼者たる卸供給契約の相手方等と連携の上、是正又は是正見込みの確保を求めます。

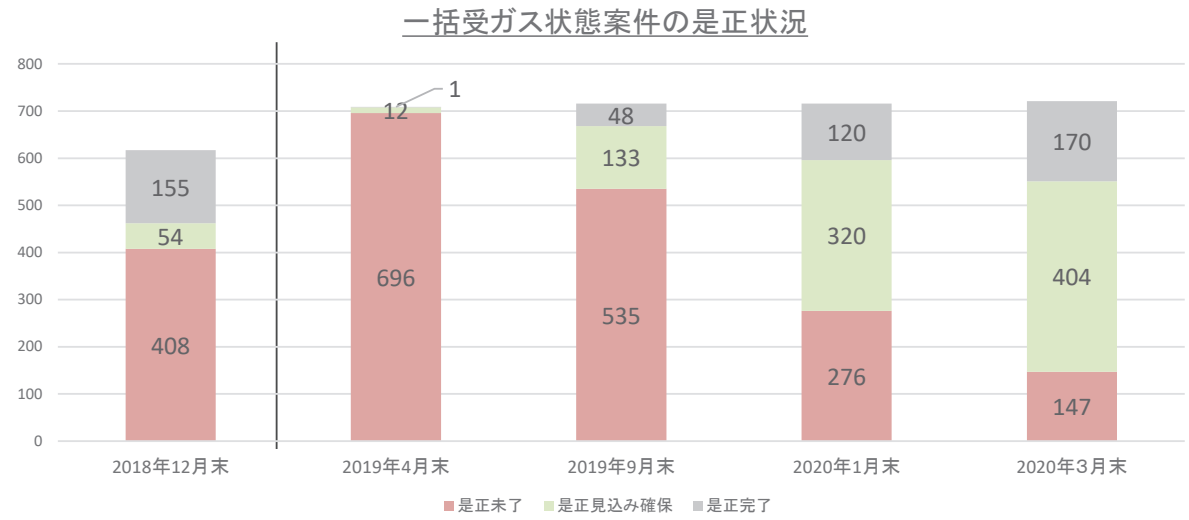
また、是正過程で必要となる需要家への説明及び一般ガス導管事業者との情報共有等の連携も併せて求めます。

以上

※同内容の事務連絡を一般ガス導管事業者宛に発出するとともに、是正交渉の際に需要家に提示することができるよう、「ガスを使用される皆様」宛の文書をガス小売事業者に発出。

一括受ガス状態の是正状況について

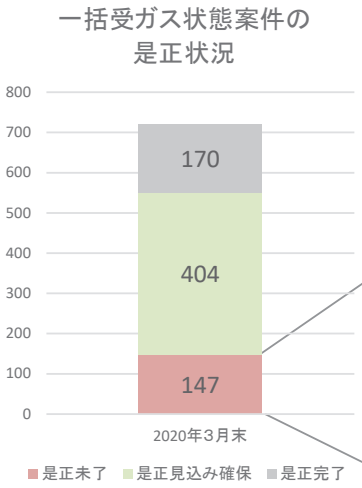
- 一括受ガス状態にある案件の早急な是正は、**需要家保護の担保**、**スイッチング選択肢の確保**、**需要家間の託送料金負担の公平性担保**や、**ガス小売事業者間の円滑な競争確保**等の観点から重要。
- 一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう各関係者に要請を行っていたところであるが、**2020年３月末時点で147件が是正未了の状況**となっている。



※ 2018年12末までの一括受ガス件数は事業者への任意アンケートにより聴取。2019年4月末、9月末、2020年1月末及び３月末の件数はガス事業法に基づく報告徴収により聴取
※ 平成31年3月29日付けで、ガス小売事業者宛にガス市場整備室から「不適切な小売供給契約の是正等について」（事務連絡）を発出し、一括受ガス状態の是正の必要性を説明するとともに、2019年度中の是正完了あるいは是正見込み確保を要請
※ 2018年12月末から2019年４月末で、旭川ガス、釧路ガス、青森ガス、八戸ガス、桐生ガス、長野都市ガス、日本海ガス、金沢市、松江市ガス局、沖縄ガス等で件数が増加。

一括受ガス状態の是正が未了の案件の分析

- 一括受ガス状態の是正が未了の案件について、是正状況を一般ガス導管事業者に対する報告徴収により把握したところ、**旧規程下で合法的に建築された案件**がその太宗を占めており、その他ガス料金の上昇・工事費負担の発生を理由に是正交渉が進展していない案件が一定数存在することがわかった。



案件の分類	件数
旧供給規程下で合法的に建築された案件	１０４件
ガス料金の上昇・工事費負担を理由に是正交渉が進展していない案件等	４３件
計	１４７件

一括受ガス状態の是正が未了の案件の分析　旧規程下で合法的に建築された案件

- 一括受ガス状態は、一般ガス導管事業者の託送供給約款に規定される一需要場所・一契約の規定が遵守されていない状態のことであるが、**1988年頃に多くのガス事業者が供給規程の改正**（※）**を行っており、改正前の供給規程上では、集合住宅等において必ずしも現行の一需要場所・一契約の規定を遵守することは求められていなかった。**（※）改正後の供給規定の内容は、現在の「託送供給約款」に引き継がれている。
- 上記の供給規程の改正は、①**需要場所ごとに原価に応じた適切な料金を設定し、原価の逓減傾向を反映させた料金体系を導入することが求められるようになった**、②**保安政策上の重要性から各戸へのマイコンメーターの計画的な取付けが開始された**、といった事情を踏まえて行われたものであり、その際供給契約の締結にあたっては**現行の一需要場所・一契約の考え方が採用**された。
- 一般に、法令の遡及適用は、多くの場合既に発生、成立している状態に対し法令が事後的に規制を加えるものであるから、法的安定性の面からみて、慎重に行われている。
- 当時のガス事業法に基づく認可を受けた供給規程に基づき**合法的に一括受ガス状態として建築された案件**について、現行の一需要場所・一契約の考え方を採用した後にガス事業法に基づく認可を受けた託送供給約款の規定を遡及的に適用することについては、他法令の考え方を参考に検討することとしてはどうか。

【1988年頃の供給規程改正時新旧対照表】※抜粋

現行	改正案
10.需要場所【12（2）】 「１需要場所」とは、原則として、１構内をなすものは１構内を、また、１建物をなすものは１建物といたしますが、特殊な場合には、次によって取り扱います。 ①アパート等の集合住宅 各戸が独立した住居と認められる場合には、各１戸を１需要場所とすることがあります。 （略） ②店舗、官公庁、工場その他 １構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所とすることがあります。	10.需要場所【12（2）】 「１需要場所」とは、原則として、１構内をなすものは１構内を、また、１建物をなすものは１建物といたしますが、特殊な場合には、次によって取り扱います。 ①アパート等の集合住宅 各戸が独立した住居と認められる場合には、各１戸を１需要場所といたします。 （略） ②店舗、官公庁、工場その他 １構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所といたします。

（参考）現行の託送供給約款
（東京ガス株式会社）の規定　※抜粋

12.需要場所
（１）当社は、１構内をなすものは１構内を、また、１建物をなすものは１建物を１需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
① マンション等１建物内に２以上の住戸がある住宅
各１戸が独立した住居と認められる場合には、各１戸を１需要場所といたします。
（略）
② 店舗、官公庁、工場その他
１構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所といたします。

（参考）昭和62年(1987年)4月　総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会「中間報告」抜粋

Ⅰ.はじめに　（略）
Ⅱ.基本的検討視点
（１）　（略）
①都市ガスの供給構造の変化
　ガス大手３社は、これまで幹線導管網の整備を着実に進めており、また、都市ガス原料としてのLNGの導入及びこれに伴う熱量変更作業を進めてきた。こうした設備投資の成果及びLNG転換の技術革新効果により、都市ガスの輸送・供給能力は大幅に引き上げられている。また、LNGへの原料転換は、製造関係設備の態様も変え、製造面での効率向上をもたらしている。このため、今後のガス大手３社の投資についてみると、都市ガスの需要増に対応する導管の延長、既存設備の維持管理のための投資が中心になり、都市ガスの中長期的供給原価は逓減傾向にある。
②都市ガスの需要構造の変化
　今後の都市ガス需要についてみると、家庭用については、消費機器の開発・普及に伴う需要の多様化が進展しているものの、一般的には需要家件数の大幅な伸びは期待できないと考えられる。他方、家庭用以外の工業用・商業用等の需要は増加してきている。こうした多様化しつつある需要は、ガス事業全体としての設備効率を高め、その費用の逓減をもたらすものである。料金制度面においても、このような需要構造の変化に基づき、費用逓減状況下の供給原価をより忠実に料金に反映させることが必要である。

（２）複数料金体系の導入については、既に、昭和55年１月８日総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間報告において、原価と料金の対応関係をより改善するものとして、需要種別又は使用量区分別の複数料金表の採用が理論的には好ましく、現行の全需要家共通の単一料金体系も複数料金体系へ移行する第一歩として導入することを提言したものである。
　上記の都市ガスの供給・需要面での構造変化が一層進んでいる今日、これを踏まえ、ガス料金の原価との対応関係を一層改善するためには、適切に需要群の区分を行ったうえで、各需要群毎に適切な原価を負担させ、原価の逓減傾向を反映させた料金体系（複数料金体系）を導入すべきである。

（３）　（略）
Ⅲ.複数料金体系の基本的考え方
（１）都市ガスの供給に当たっては、各需要家の使用実態に応じて供給原価上差が生じるものであり、原価主義の観点からは、こうした供給原価の差を各需要家の料金に適切に反映させることが必要である。
　しかしながら、現在のガス大手３社の供給規程料金は、全需要家共通の単一料金体系となっており、従量料金については、最近変化しつつある供給構造の下での使用量規模に応じた製造原価等の逓減傾向が適切に反映されておらず、また、基本料金についても、使用量規模に応じて増加する需要家原価が適切に反映されていない。このため、設備の効率的利用が図られるために供給原価が相対的に低い需要群についても、その他の需要群と同一の料金が適用されている。この結果、こうした需要群における需要家のエネルギー選択の幅を狭め、全体としての平均費用の引き下げ及び資源の適正配分の達成を困難にしている。
　したがって、多様化する需要について、使用実態からみて共通の特性を有する需要群に区分し、各々の供給原価を基本料金及び従量料金に適切に反映させることが重要である。
（略）

（参考）建築基準法における既存不適格建築物の考え方

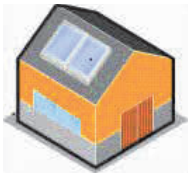
- 建築基準法における既存不適格建築物に関する規定は、**新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物について、新たに施行又は適用された規定のうち当該建築物が適合していないものについては適用を除外する**こととし、原則として、**増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとする**ものである。
- この規定の趣旨は、建築基準法の各規定を既存の建築物についても適用すると、既存の適法な建築物が法令の改廃又は都市計画の決定、変更により違反建築物となるという不合理を解消することにある。

＜建築基準法（昭和25年法律第201号）＞
（適用の除外）
第三条　（略）
2　この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。
3　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。
三　工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地
四　前号に該当する建築物又はその敷地の部分

建築基準法の適用除外の例

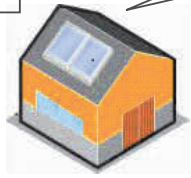
①都市計画上建ぺい率は10分の６以下だった。

②建築物の完成（適法）



建ぺい率（※）10分の6
※　建築面積の敷地面積に対する割合

③建ぺい率は10分の5以下とするよう、都市計画の変更。



建ぺい率10分の6のままでも違法にはならない。

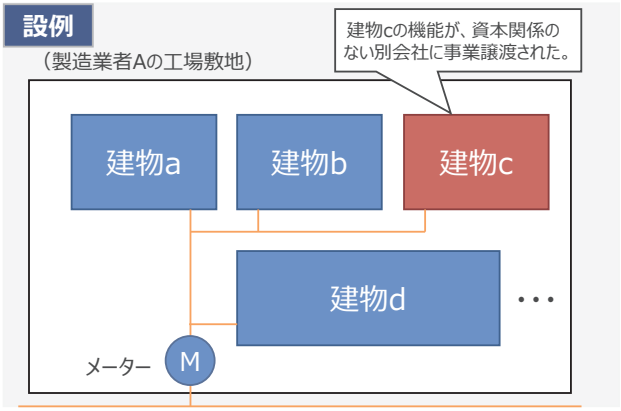
④改築、修繕等の工事を一切しない場合でも違反建築物となってしまい、法的安定性を害する。

⑤法律又はこれに基づく命令、条例の規定の施行又は適用の時点で存在しているか、又はその時点で工事中である建築物又はその敷地が、新たに施行又は適用になった規定に全面的にあるいは一部適合していない場合には、その適合していない規定に限り適用を除外する。
このような建築物を**「既存不適格建築物」**という。

一括受ガスの対応方針（案）

- ガス事業法においても、同法に基づく改正が行われた供給規程を既存の案件についても適用すると、既存の適法な案件が供給規程違反になるという不合理な結果が生じる場合がある。
- このような不合理を解消するため、建築基準法の適用の除外規定の趣旨を参考に、**1988年頃に行われた改正後の供給規程適用時点で既に存在したあるいは工事中であった一括受ガス状態の案件**（以下「既存不適格案件」という。）については、原則として、**増改築等を実施する機会**（※）**に一括受ガス状態を是正させる**こととしてはどうか。
- 一方、1988年頃の改正供給規程適用後に新たに一括受ガス状態になった案件についてまで是正の対象外とすることに合理的な理由はないため、当該案件については引き続き早急に是正対応を求めていくこととする。
- 例えば、建築当初は１構内１会計主体であったにもかかわらず、改正後の供給規定適用後に、構内に所在する物件の１つが異なる会計主体の事業者に譲渡されたことに伴い、１構内２会計主体となったような場合には、新たに一括受ガス状態となったと考えることが妥当である。

（※）大規模に至らない修繕又は模様替等の場合は、一括受ガス状態を存置したまま工事をして差し支えない。



当初は、「１構内１会計主体」だったものの、事業譲渡に伴い「１構内２会計主体」に変わったため、事後的に一括受ガス状態となった。
→<u>**早急な一括受ガス状態の是正又は是正見込みの確保を求める。**</u>

報告徴収結果を踏まえた今後の対応方針（案）

- 累次の報告徴収結果により、一括受ガス状態の是正に一定の進捗は見られるものの、引き続き是正を要する案件が多く存在することがわかった。また、是正未了案件を精査することにより、是正進捗が遅滞している案件には構造的な問題があることも把握できた。
- **旧供給規程下で合法的に一括受ガス状態として既に存在したあるいは工事中であった案件**については建築基準法における既存不適格建築物の考え方も参考に、原則として、**増改築等を実施する機会に一括受ガス状態を是正させる**こととしてはどうか。
- 2019年度中に一括受ガス状態にある案件の是正又は是正見込みの確保を完了することとしていたが、仮にこの考えが採用されれば**2019年度中に是正又は是正見込みの確保が完了していない案件は43件**となる。
- 43件は、ガス料金の上昇・工事費負担を理由に交渉が進んでいない状況にある。
- また、一括受ガス状態の案件に対して小売供給を行うガス小売事業者においては、当該案件が既存不適格案件に該当するか否かを把握できるとは限らないことから、ガス小売事業者から一般ガス導管事業者に問合せがあった場合には、既存不適格案件への該否を伝えることとしてはどうか。
- こういった取組も含めて、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者に対して一括受ガス状態の早急な是正又は是正見込みの確保を求めると共に、是正状況の進捗確認を継続していくこととしてはどうか。

【2020年３月末時点で一括受ガス状態の案件数】　　【既存不適格案件】

是正状況	件数		是正状況	件数	
是正未了	１４７	－	是正未了	１０４	**＝４３件**

（参考）規制改革実施計画

＜規制改革実施計画（2018年6月15日 閣議決定） ＞

●事項名
No.32 ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）

●規制改革の内容
一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

●実施時期
平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置

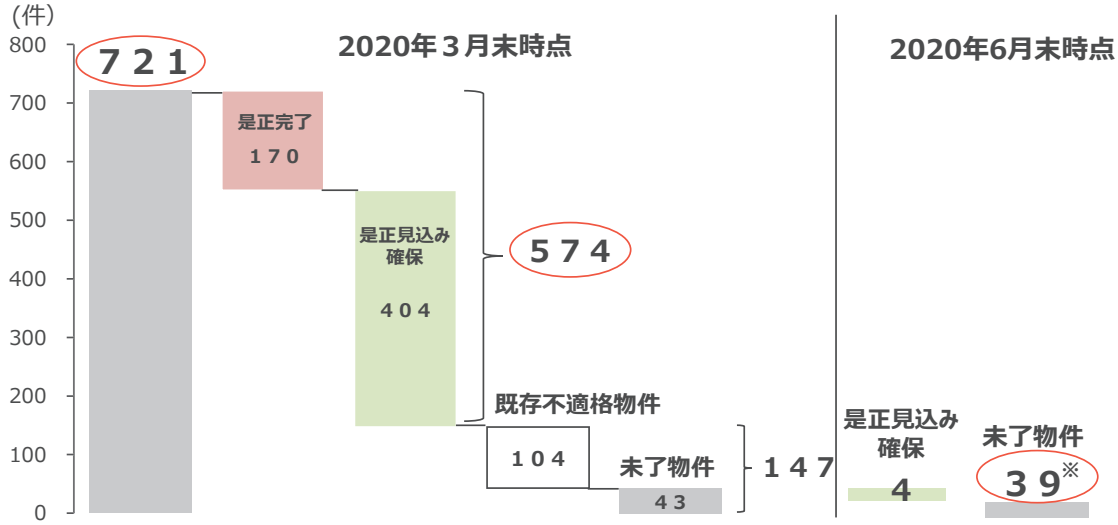
日本ガス協会説明資料

© 2020 The Japan Gas Association

1 既存一括受ガス物件（不適切総合契約物件）の是正の現状

■ ２０２０年４月から６月末までの対応で、新たに４件の是正見込みの確保ができたことから、仮に「既存不適格物件は増改築等の機会に是正することとする」との考え方が採用された場合、２０２０年６月末時点での既存一括受ガス物件は３９件※となる。

＜既存一括受ガス状態の物件の是正状況＞

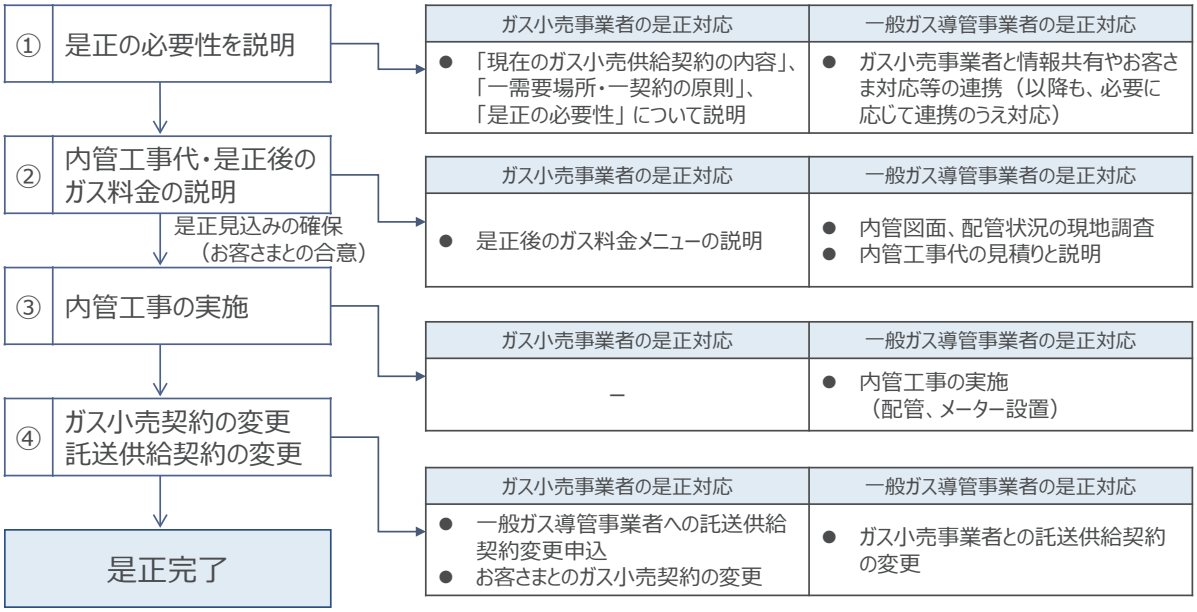


※ 未了物件３９件のうち１件は、是正についてお客さまと合意できており、確認書面の受領待ちの状況。

© 2020 The Japan Gas Association

2 既存一括受ガス物件（不適切総合契約物件）の是正フロー

■ ガス事業者は、通常、①是正の必要性の説明、②内管工事代と是正後のガス料金の説明、③内管工事の実施、④ガス小売契約・託送供給契約の変更　というフローで対応している。

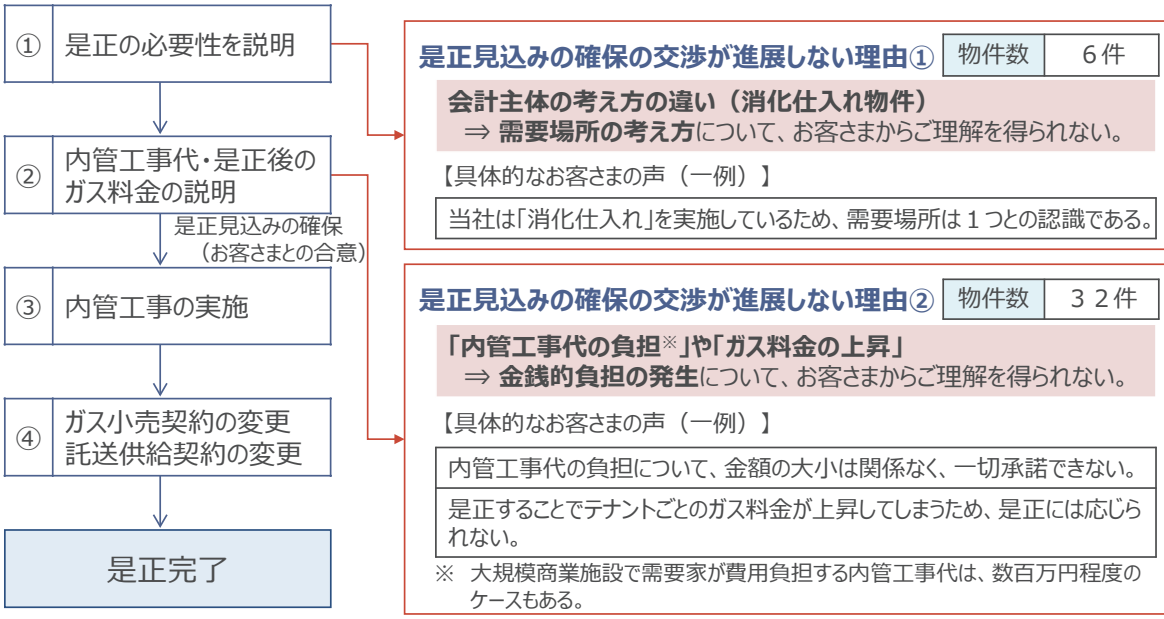


© 2020 The Japan Gas Association

3 是正交渉が進展しない理由

■ 既存不適格物件以外で是正見込みの確保ができていない３９件※については、**「会計主体の考え方の違い」や「内管工事代の負担」、「ガス料金の上昇」**といった理由から、お客さまのご理解が得られていない状況。

※ うち１件は、是正についてお客さまと合意できており、確認書面の受領待ち　物件数 １件



© 2020 The Japan Gas Association

4 （参考）消化仕入れ物件における「会計主体の考え方」の違い

- 託送供給約款では、「店舗等で、１建物内に会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所とすること」が規定されている。
- 「消化仕入れを採用しており、テナントの商品売上は全て百貨店に計上されるため、会計主体は各テナント（複数）ではなく、１建物全ての会計主体が百貨店（１つ）」と主張されているお客さまには、是正へのご理解をいただけていない状況。

託送供給約款における需要場所の考え方

（出典）モデル託送約款

１２　需要場所
（１）当社は、１構内をなすものは１構内を、また、１建物をなすものは１建物を１需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
（略）
②店舗、官公庁、工場その他
１構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所といたします。

＜需要場所の例示（百貨店）＞



１つの建物（百貨店）に会計主体が異なるテナント（Ａ店～Ｄ店）がある場合、**Ａ店～Ｄ店のそれぞれが需要場所となり、テナントごとに託送供給契約を締結することが必要となる。**

消化仕入れ物件におけるガス契約の考え方

【お客さま（一部の百貨店様）の主張】

百貨店が消費者に販売（売上）している以上、各テナントにおける**会計主体は百貨店であることから、（各テナントでのガス使用者も百貨店と考えるべきであり）　１建物が１需要場所である。**



※「消化仕入れ」とは、主に百貨店等でみられる取引形態（商慣習）のこと。消費者が購入した時点で、百貨店の売上とテナントからの仕入が、同時に発生する。

【ガス事業者の考え】

1建物は1需要場所とすることが原則であるが、**２以上の会計主体がある場合には、ガスの使用実態からみて、独立した区画（使用場所）として区分・把握する**ことになる。
会計主体とは、消費者に対する販売主体ではなく、**独立して１つの会計主体を整理していると認められる主体（法人単位）との解釈であるため、１建物が１需要場所ではなく、１建物内に需要場所が複数存在している**ものと考える。ガス小売契約において、お客さま間の公平性や、ガス事業法で定められた需要家保護の確保のために、**ガスの最終使用者であるテナントとガス小売契約を締結することが必要**。

© 2020 The Japan Gas Association

5 （参考）ガス料金の上昇

- 一般的なガス料金は、使用量が多くなるほど単価が安くなる“逓減料金”であるため、一括受ガス状態の物件においては、複数のテナントのガス使用量を合算したガス使用量に対する単価が適用されることで、各テナントには割安な単価が適用されている。
- 一括受ガス状態を是正した場合、各テナントに適用される単価は適正化されることになるが、是正前に比べて割高な水準となる。

＜是正後のガス料金の上昇（イメージ）＞

【是正前の各テナントへの適用単価】

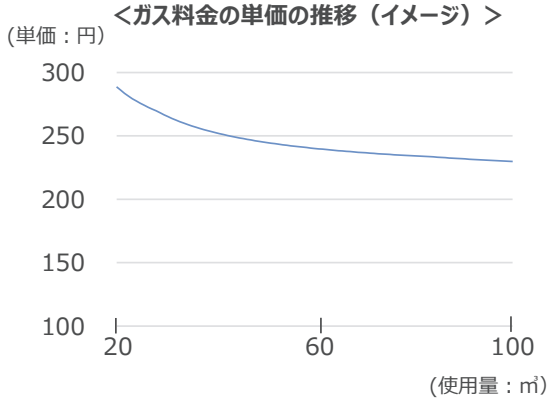
	使用量	単価
テナント合計（A+B+C）	100㎥	230円

一括受ガス状態の是正

【是正後の各テナントへの適用単価】

	使用量	単価
テナントA	60㎥	**240円**
テナントB	20㎥	**290円**
テナントC	20㎥	**290円**

＜ガス料金の単価の推移（イメージ）＞



© 2020 The Japan Gas Association

経済産業省

2020年度
第3回業務委員会
資料№1-5

スタートアップ卸に関する報告

２０２０年７月１０日

資源エネルギー庁

第９回ガスWGでの議論概要（スタートアップ卸関連）

- 第９回ガスWGでは委員等から、スタートアップ卸に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

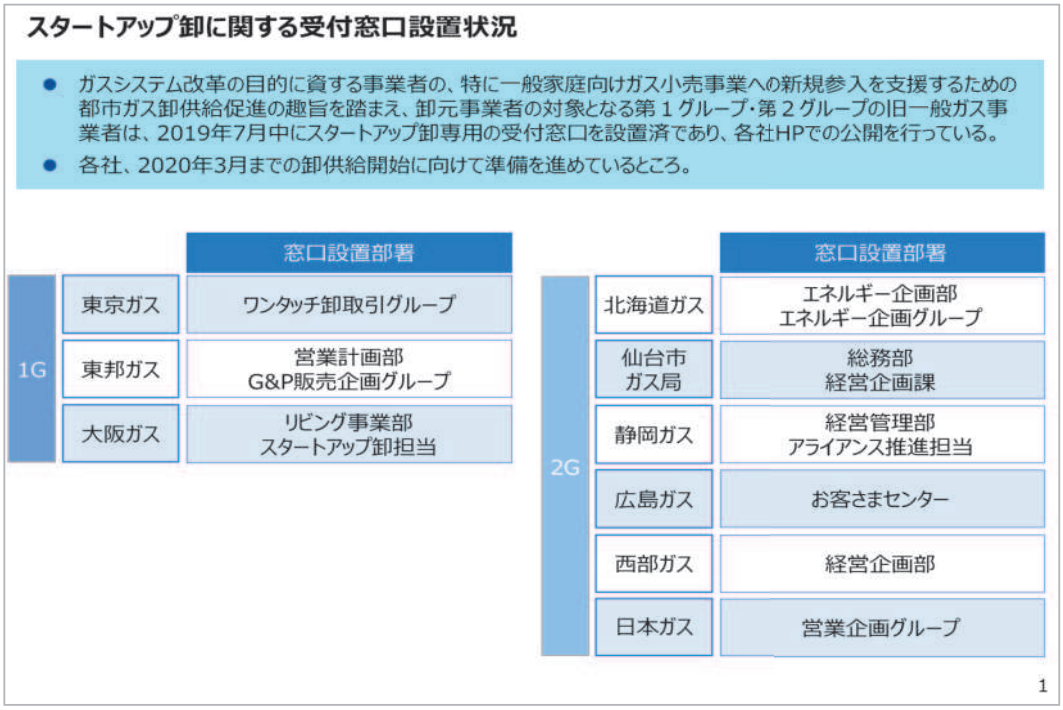
第９回ガスWGの議論： スタートアップ卸関連

- 各社で取り組みを始めていただいたということは確認した。新規参入を呼び込むための取り組みであるので、それがきちんと機能するように、ぜひ取り組みを進めていただきたい。2019年７月中に受付開始ということで、各社それぞれ何とか窓口をつくっていただいたということかと思い、各社のホームページを拝見した。それぞれ非常に簡素で、本当に窓口のご案内だけで、これがどういう制度かということについてもほとんど、たしか１社ぐらいしか記載がないようであった。プレスリリースなども確認をしてみたが、ほとんどの事業者からはプレスリリースもされていなかった。既存事業者からすれば、あまり気の乗らない取り組みかと拝察するが、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思うし、今後の取り組みの状況などについても点検を進めていただければと思う。
- 第１グループ、第２グループにおいて、スタートアップ卸のホームページが整備されたということは喜ばしいことだというふうに歓迎したい。思いがけない分野の方からスタートアップ卸の問い合わせがあったときこそ、旧一ガスにとってもビジネス拡大のチャンスと捉えていただきたい。問い合わせをした社がなぜスタートアップ卸に興味を持ったのかを聞き取り、しっかりとした方針を持っていることがわかれば、その社のビジネスパートナーとして旧一ガスも積極的にさまざまな提案をし、これまでにない類いの果実を得て、ウィン・ウィンの関係を築いていただきたい。
- スタートアップ卸は都市ガスの調達支援だけではなく、ワンタッチ卸という卸供給形態によって、同時同量などの託送業務は卸元事業者が行うということになるため、新規参入のハードルはかなり下がるものと考えている。今回の取り組みを行うことでガスのスイッチングが促進されるという点では、事業者は厳しさを覚悟しながら対応していくわけだが、一方で新規参入者と既存事業者がお互いに切磋琢磨することを通じて、本取組の趣旨に掲げられたような天然ガスの利用拡大につながるとの思いでやっていきたいと考えており、期待している。卸元事業者がスムーズに供給を開始できるように、引き続き支援をしていきたい。【オブザーバー】

スタートアップ卸開始に向けた準備状況

- 第９回WGにおいて報告したとおり、各社において2019年７月中にスタートアップ卸専用の受付窓口を設置済であり、2020年３月末時点で、利用を検討する事業者から問合せがあれば遅滞なく卸供給実施に向けた契約交渉等を実施できる体制、システムを整備済。

（参考）第９回ガス事業制度検討WG（2019年８月2日）資料５より抜粋



2

スタートアップ卸利用状況のフォローアップ　1 / 3

- スタートアップ卸に関する問合せ状況について、第１、第２グループ各社へアンケートを実施。卸元事業者に対して問合せを実施した事業者の業種分類及び問合せ件数は下記のとおり。（2020年６月19日時点）

卸元事業者名	その他の小売業（LPガス）	通信業	電気業・ガス業	機械等修理業/金融商品取引業・商品先物取引業/総合工事業/その他の小売業	計
Aガス	７件	２件	４件	４件	１７件
Bガス	６件	１件	１件	１件	９件
Cガス	７件	０件	０件	０件	７件
Dガス	４件	１件	２件	０件	７件
Eガス	５件	０件	０件	０件	５件
Fガス	３件	０件	１件	０件	４件
Gガス	２件	０件	１件	０件	３件
Hガス	２件	０件	１件	０件	３件
Iガス	３件	０件	０件	０件	３件
計	**３９件**	**４件**	**１０件**	**５件**	**５８件**

※　業種分類は総務省「日本標準産業分類」に基づく。

スタートアップ卸利用状況のフォローアップ　2 / 3

- これまでに、卸元事業者に対し問合せがあった件数、契約締結済の件数、契約交渉中の件数、契約交渉が終了した件数は下記のとおり。

卸元事業者名	問合せ件数	契約締結済	契約交渉中	契約交渉終了※
Aガス	１７件	１件	１５件	１件
Bガス	９件	１件	３件	５件
Cガス	７件	０件	４件	３件
Dガス	７件	０件	４件	３件
Eガス	５件	０件	２件	３件
Fガス	４件	０件	３件	１件
Iガス	３件	１件	１件	１件
Hガス	３件	０件	３件	０件
Gガス	３件	０件	２件	１件
計	**５８件**	**３件**	**３７件**	**１８件**

※「契約交渉が終了した案件」には、利用を検討している事業者から問い合わせがあったのみで、特段契約交渉には発展しなかった案件も含まれる。

スタートアップ卸利用状況のフォローアップ　3 / 3

- スタートアップ卸を活用して卸供給契約を締結した件数、業種及び卸供給開始時期は下記のとおり。
- 引き続き、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等のフォローアップを継続する。

卸元事業者名	件数	業種	卸供給開始時期
Aガス	１件	電気業･ガス業	2020年４月１日
Bガス	１件	その他の小売業（LPガス）	2020年４月１日
Iガス	１件	その他の小売業（LPガス）	2020年４月１日

経済産業省

2020年度
第3回業務委員会
資料№1-6

いわゆる供給高度化法に基づく ガス事業者の責務について

２０２０年７月１０日
資源エネルギー庁

（参考）第25回ガスシステム改革小委員会（2015年11月10日）資料４より抜粋

６①　いわゆる供給高度化法(※)について

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

- 供給高度化法とは、エネルギー供給事業者（電気、ガス、石油事業者等）による**①非化石エネルギー源の利用**及び**②化石エネルギー原料の有効利用**を促進するための法律であり、平成21年７月に成立・公布し、同年８月28日に施行されたものである。
- **エネルギー供給事業者**は、経済産業大臣が定める**基本方針**及び**判断基準（いずれも告示）**に基づき、**必要な取組を行う責務**がある。

供給高度化法のスキーム　※ガス事業関連部分のみ抜粋

基本方針（告示）・・・経済産業大臣が策定
ガス事業者は、バイオガス（注１）の導入によるガス供給を拡大するとともに（上記①関係）、液化天然ガスの貯蔵に当たって発生するボイル・オフ・ガス（注２）を活用すべき旨（上記②関係）等が記載されている。

判断基準（告示）・・・経済産業大臣が策定
一般ガス事業者等は、平成27年において、その供給区域内の余剰バイオガスの80%以上を利用することを目標とするとともに（上記①関係）、平成32年におけるボイル・オフ・ガスの利用率を概ね100%とすることを目標とする（上記②関係）ことなどが記載されている。

判断基準における目標に関する計画の作成及び経済産業大臣への提出
一定規模以上（注３）の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）が対象

※これらの事業者に対しては、その取組状況が判断基準に照らして著しく不十分な場合には、経済産業大臣が勧告・命令を行うことができる。

（注１）「バイオガス」とは「バイオマスから発生するガス」をいい、「バイオマス」とは「動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの」をいう。
（注２）「ボイル・オフ・ガス」とは「液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性ガス」をいう。
（注３）一定規模以上の事業者とは「非化石エネルギー源の利用」については、前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が９００億メガジュール以上の事業者をいい、「化石エネルギー原料の有効利用」については、前事業年度におけるその使用する可燃性天然ガスの数量が１２０万トン以上の事業者をいう。

2

非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準の概要

- ガス事業者（注１）は、**平成30年**（2018年）において、その供給区域内等で、**効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガス（余剰バイオガス注２）の80%以上を利用**することが目標とされている。
- 平成31年（2019年）以降の目標が定められていないため、今後の目標をどのように設定するかが論点となる。

判断基準の概要

＜利用目標＞

ガス事業者は、平成30年において、（一般ガス導管事業者等の）供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上を利用することを目標とする。

＜実施方法に関する事項＞

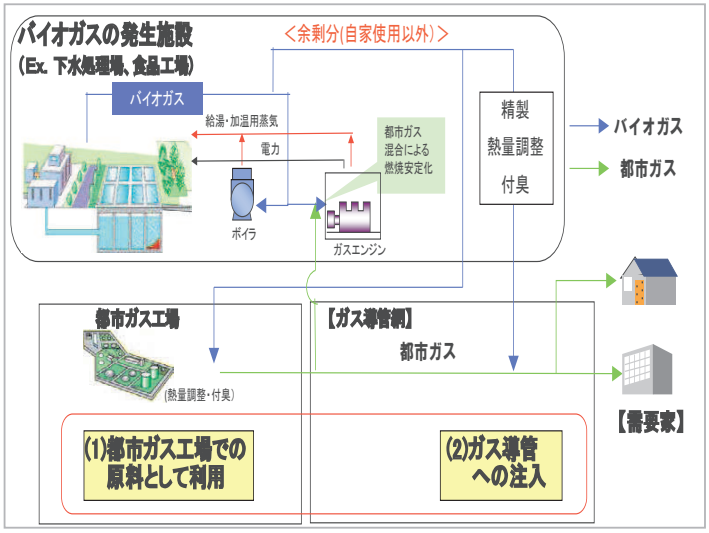
○ガス事業者は、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を定期的に行う。

○ガス事業者は、上記の調査結果を踏まえ技術的評価並びに経済性及び環境性を評価し、その利用可能性を検証する。

○ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件等の条件を定め、公表する。

○ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量・性状等に係る分析手法の確立に取り組む。

バイオガスの利用イメージ



（注１）「ガス事業者」とは、ガス事業法第２条第３項に規定するガス小売事業者又は同条第６項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。
（注２）ガス事業者の受入条件に合致しないバイオガスや、発電事業などの他の用途に利用されるバイオガスについては、余剰バイオガスではないとの整理。

バイオガス利用目標にかかる事業者の取組状況

- 供給高度化法に基づき利用目標達成のための計画を提出した事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）のうち、**大阪ガス、東邦ガス**は、供給区域内等におけるバイオガスを**平成30年実績で80%以上利用し、目標を達成**している。
- 東京ガスは、①同社供給区域内においてバイオガスを用いて発電事業を営む会社が新設されたこと、②同社にバイオガスの受け渡しを行う施設において、ガスの成分分析に用いるヘリウム（He）が、その調達価格の上昇及び調達可能量の減少により調達困難になったこと、から利用を想定していたバイオガスが減少。
- 上記の事情を考慮すれば、**効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上を利用**するという目標は達成済。

【取組対象事業者のバイオガス利用実績】

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①平成30年バイオガス利用目標※１	65万㎥/年	110万㎥/年	7.0万㎥/年
②利用を想定していたバイオガスの減少要因及び減少量	競合施設の稼働開始:約15万㎥※２ He調達可能量の減少:約10万㎥	-	-
③（①-②）	40万㎥/年	110万㎥/年	7.0万㎥/年
④平成30年バイオガス利用量	33万㎥/年	107万㎥/年	6.5万㎥/年
⑤平成30年バイオガス利用率（④÷③×100）	**82.5%**	**97.3%**	**92.8%**

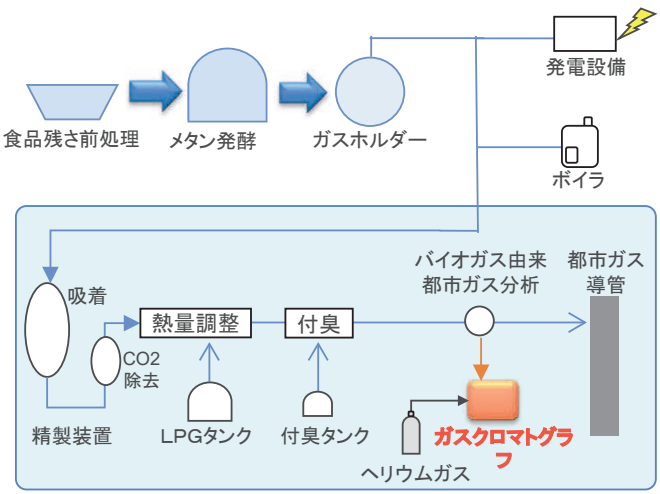
※１　各社バイオガスの利用可能見込量の100%に相当する量をバイオガスの利用目標として設定
※２　2018年8月、東京ガス供給区域内に食品廃棄物からバイオガスを発生させて発電を行うリサイクル発電施設が完成。
その結果、東京ガスにバイオガスの受け渡しを行う施設において、バイオガスの発生源である食品廃棄物の搬入量が減少したため、東京ガスが利用可能なバイオガス量が減少

（参考）都市ガス製造過程で用いるヘリウムの使途及びその市場動向について

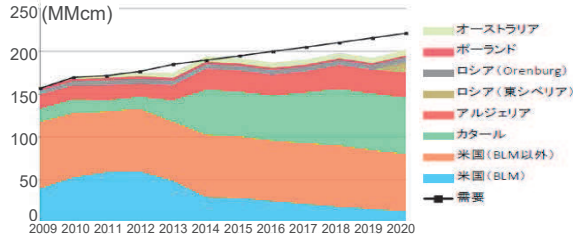
- **ヘリウム**は、都市ガス製造過程においてガスの成分分析装置（ガスクロマトグラフ）におけるキャリアガスとして用いられており、そのキャリアガスとしての代替困難性（※１）から、**バイオガス由来の都市ガス製造過程においても必要不可欠。**
- 近年、半導体増産等により世界的に需要が増加した一方、生産大手である米土地管理局（BLM）からの供給減等により**世界的に需給が逼迫**し、輸入量の減少・輸入価格の上昇と共に市場価格が高騰し、調達が困難となっている。（※２）

※１ ヘリウム以外のキャリアガスとして窒素、アルゴンがJISに規定されているが、都市ガス測定で必要とされる分析下限値を満足できないことから代替が困難。
※２ ヘリウムを調達する各社の調達契約等により状況は異なる。

都市ガス製造過程におけるガスクロマトグラフの役割

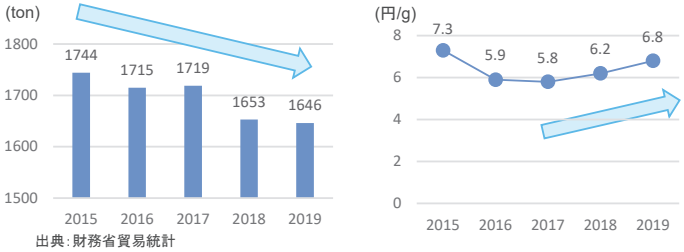


ヘリウムの世界的な需給見通し



出典：平成26年度製造基盤技術実態調査 みずほ情報総研「ヘリウムの世界需給に関する調査」、経済産業省

ヘリウムの輸入量・輸入価格の推移



出典：財務省貿易統計

化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の概要

- ガス事業における化石エネルギー原料（LNG）の有効利用の手法として、都市ガス製造プロセスを効率化し、ボイルオフガス（以下「BOG」という。）を有効利用することが重要であるとの考えのもと、ガス事業者（注１）は、**平成32年（2020年）における通常運転時に発生するBOGの利用率を概ね100%とする**ことが目標とされている。
- ガス事業者の予見可能性を確保する観点から2021年以降の目標も早期に定められていることが望ましく、今後の目標をどのように設定するかが問題となる。

判断基準の概要

<利用目標>

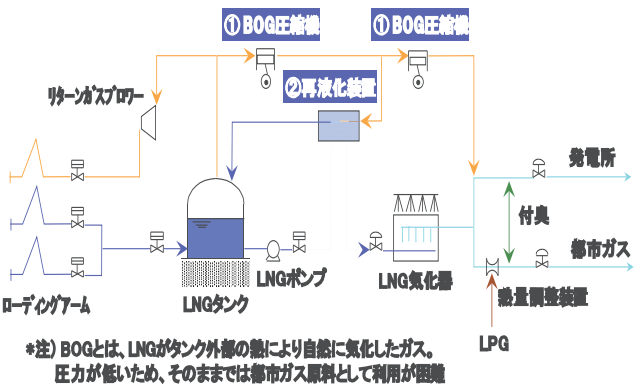
ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するBOGの着実な利用の維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するBOGの利用率を概ね100%とすることを目標とする。

<計画的に取り組むべき措置>

ガス事業者は、圧縮機や再液化設備の利用等により、BOGの回収及び利用を実施する。

BOGの利用イメージ

①BOG圧縮機でBOGの圧力をあげ、都市ガス原料や発電所燃料に利用
②再液化装置でBOGを液化（LNG化）し、LNGタンクに戻す



（注１）「ガス事業者」とは、ガス事業法第２条第１２項に規定するガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。
（注２）熱量・組成等の計測時や、プラント定期修繕時に配管内部に残留している空気を除去するために使用する場合があるため、「概ね」100 %とされている。

BOG利用目標にかかる事業者の取組状況

- 供給高度化法に基づき利用目標達成のための計画を提出した事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）はいずれも、**2020年におけるBOG利用率の目標である「概ね100%」を達成予定。**

【取組対象事業者のBOG利用実績見通し】

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
2020年のBOG利用目標	概ね100%	概ね100%	概ね100%
2020年末における達成状況見通し ※	概ね100%	概ね100%	概ね100%

※資源エネルギー庁から計画を提出した３社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）に対して、2020年６月17日時点での達成状況の見通しをヒアリング。

判断基準の改正の方向性について

非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準の改正について

（１）目標年について

- 現行の判断基準は、東邦ガスが平成29年からバイオガスの利用を開始できる見込みであったことから、当該者の**目標達成状況を適切にフォローアップ**する観点から、平成30年を目標年として平成29年に定められたものであるが、東邦ガスがバイオガスの利用を開始した点については確認ができた。
- 事業者においてバイオガス発生源、発生量等の調査及び利用可能性の検証が継続されており、その取組状況を中期的にフォローアップすることが望ましいと考えられることから、**改正後の目標年については、令和６年（2024年）としてはどうか。**

（２）利用目標値について

- 利用目標値については、事業者のバイオガス利用率を高水準で維持する観点から、引き続き「**供給区域内等で発生したバイオガスの80%以上」を維持**することとしてはどうか。

化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の改正について

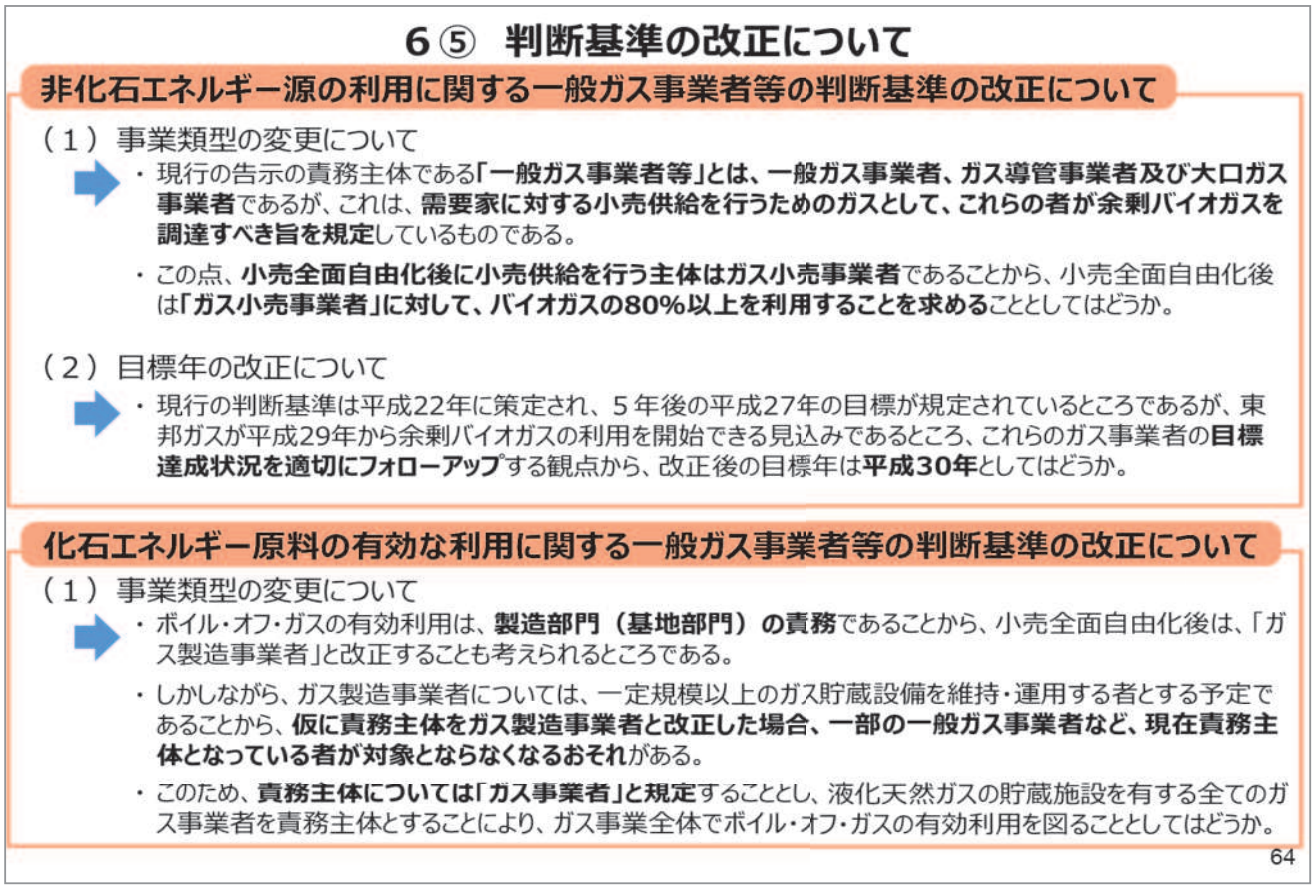
（１）目標年について

- 目標達成に向けては中長期的な取組が必要となるところ、**改正後の目標年については、令和11年（2029年）としてはどうか。**

（２）利用目標値について

- 計画を提出した事業者はいずれも、平成32年（2020年）における**BOG利用率の目標である「概ね100%」を達成予定**である。
- 引き続き、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、利用目標は**「概ね100%」を維持**することとしてはどうか。

（参考）第25回ガスシステム改革小委員会（2015年11月10日）資料４より抜粋



8

（参考）非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準の改正案

改正案	現行告示
○非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準 （令和●年経済産業省告示第●号） （略） 非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第５条第２号に規定する事業を行う者であるガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第３項に規定するガス小売事業者及び同条第６項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。以下同じ。）について、法第５条第１項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。 １．非化石エネルギー源の利用の目標 ガス事業者は、**令和６年**において、一般ガス導管事業者及びガス事業法第２条第８項に規定する特定ガス導管事業者の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80%以上を利用することを目標とする。 ２．（略）	○非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準 （平成29年経済産業省告示第59号） （略） 非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第５条第２号に規定する事業を行う者であるガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定するガス小売事業者及び同条第６項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。以下同じ。）について、法第５条第１項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。 １．非化石エネルギー源の利用の目標 ガス事業者は、**平成30年**において、一般ガス導管事業者及びガス事業法第２条第８項に規定する特定ガス導管事業者の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80%以上を利用することを目標とする。 ２．（略）

9

（参考）化石エネルギー源の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の改正案

改正案	現行告示
○化石エネルギー源の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準（令和●年経済産業省告示第●号） （略） １．化石エネルギー源の有効な利用の目標 ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「ＢＯＧ」という。）の着実な利用の維持及び向上を図り、**令和11年**における通常運転時に発生するＢＯＧの利用率を概ね100%とすることを目標とする。 ２　（略）	○化石エネルギー源の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準（平成29年経済産業省告示第60号） （略） １．化石エネルギー源の有効な利用の目標 ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「ＢＯＧ」という。）の着実な利用の維持及び向上を図り、**平成32年**における通常運転時に発生するＢＯＧの利用率を概ね100%とすることを目標とする。 ２　（略）

経済産業省

2020年度
第3回業務委員会
資料№1-7

ガス事業法施行令等の一部を改正する政令（案）について

２０２０年７月１０日

資源エネルギー庁

ガス事業法施行令等の一部を改正する政令（※）（案）について

（※）ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

- 法的分離の対象となるガス事業者の要件等を定める政令案をガスシステム改革小委員会の議論を踏まえて策定中。
- ７月２日（木）から７月３１日（金）までの期間でパブリックコメントを実施中。

改正の背景

- 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の規定に基づく改正後のガス事業法の規定に基づき、政令において規定される要件に該当する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「導管事業者」という。）の法的分離を実施することとされており、法的分離の対象となる導管事業者の要件を政令において定める必要。

主な改正内容

（１）ガス事業法施行令の一部改正

以下２要件を共に満たす導管事業者を法的分離の対象事業者とする。（※１）

①**導管の総延長が二万六千キロメートル以上**であること。

②**導管に二以上のLNG基地（LNG基地を維持し、運用する者が二以上の場合に限る。）が接続**していること。

(※１)ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年１月）において法的分離の対象事業者が満たす要件としてまとめられた以下２要件を規定。

(ア)導管の総延長数が全国シェアで概ね１割以上であること(※２)

（※２）「シェアで概ね１割以上」は事業者の予見可能性確保の観点から、シェアの１割に相当する導管延長数を具体的に規定。

(イ)保有する導管に複数の事業者のLNG基地が接続していること。

（２）電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

- 改正法附則第48条において、法人の分割に関する登録免許税の非課税を規定し、当該措置の対象法人の要件は政令で定めることとされているため、その要件を規定。
- **登録免許税の非課税措置は法的分離に伴う課税負担の救済措置**であるため、法的分離と同内容（（１）の①及び②）を要件として規定。

（参考）一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の導管総延長数（一部抜粋）

	事業者名	延長数（km）	シェア（%）
1	東京ガス	61,315	23.2
2	大阪ガス	50,973	19.3
3	東邦ガス	29,591	11.2
4	西部ガス	10,014	3.80
5	京葉ガス	6,432	2.44
	…	…	…
	国際石油開発帝石（株）	1,497	0.567
	石油資源開発	791	0.300
	JERA	301	0.114
	…	…	…
	計	264,107	100.0

出典：ガス事業法に基づき提出された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の供給計画第２表（延長数は2018年度実績値）

政令第　　号

ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十四条の二、第八十条の二及び第百八十九条第五項並びに電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十八条及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「液化石油ガス法」という。」を削る。

第二条第一項中「第十五条第四項」を「第十七条第四項」に改める。

第十六条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第四項の表第二十号中「（法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項の表第二号中「及び第百七十二条第一項」を「から第三

項まで並びに第百七十二条第一項及び第二項」に改め、同号に次のように加える。

（五）法第五十四条の五第一項に規定する特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。）に関するもの	特別一般ガス導管事業者の供給区域を管轄する経済産業局長
（六）法第八十条の五第一項に規定する特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。）に関するもの	特別特定ガス導管事業者の特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項第三号中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第六条から第十一条を二条ずつ繰り下げる。

第五条第一項中「第十三条第六項及び第十五条第四項」を「第十五条第六項及び第十七条第四項」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者の導管の規模等）

第五条　法第五十四条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千キロメートルであることとする。

２　法第五十四条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一　一般ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。以下同じ。）が接続されていること。

二　当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

（兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者の導管の規模等）

第六条　法第八十条の二の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千キロメートルであることとする。

２　法第八十条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一　特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等が接続されていること。

二　当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

別表第一中「第九条」を「第十一条」に改める。

別表第二中「第十条、第十一条」を「第十二条、第十三条」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この条」の下に「及び第十条」を加え、同項第二号中「この号」の下に「及び第十条第一項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第十条第一項第三号において同じ」を加える。

第九条第三項ただし書中「同表第十一号及び第十二号」を「同表第六号及び第七号」に改める。

第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第五号旧ガス事業法」を「旧ガス事業法」に改め、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条中「。第十四条第一項」を「。第十六条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（改正法附則第四十七条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請等）

第十条　改正法附則第四十七条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、改正法附則第四十七条第二項の規定により登記を申請する旨を申請情報の内容とし、かつ、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一　改正法附則第四十七条第一項に規定する分割証明情報

二　申請人が表題部所有者から改正法附則第四十七条第二項の不動産の所有権を取得したことを証する表題部所有者が作成した情報

三　登記名義人となる者の住所を証する登記官が作成した情報

2　不動産登記令第九条の規定は、前項第三号の規定により申請情報と併せて提供しなければならない住所を証する情報について準用する。

3　前二項の規定は、改正法附則第四十七条第三項において準用する同条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請について準用する。この場合において、第一項中「附則第四十七条第二項」とあるのは「附則第四十七条第三項において準用する同条第二項」と、同項第一号中「附則第四十七条第一項」と

あるのは「附則第四十七条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（法人の分割に関する登録免許税の非課税の対象となる法人の導管の規模等）

第十一条　改正法附則第四十八条の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千キロメートルであることとする。

２　改正法附則第四十八条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一　改正法第六条の規定による改正前のガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等（同条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。次号において同じ。）が接続されていること。

二　当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

理　由

兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の要件を定めるとともに、法人の分割に関する登録免許税の非課税の対象となる法人の要件を定める等の必要があるからである。